

平成20年第2回

上越地域水道用水供給企業団議会定例会

会 議 録

平成20年8月28日

上越地域水道用水供給企業団議会

平成20年第2回 上越地域水道用水供給企業団議会定例会会議録

平成20年8月28日(木) 午前10時開会
上越市役所5階 第1委員会室

出席議員

1番	中川 幹太	2番	草間 敏幸
3番	小関 信夫	4番	塚田 隆敏
5番	山岸 行則	6番	林 辰雄
7番	樋口 良子	8番	吉住 安夫
9番	水野 文雄		

説明のため出席した者

企業長	木浦 正幸	事務局長	斉藤 重昭
水づくり 配水課長	永春 勲		

職務のため出席した事務局職員

総務課 副課長	市橋 保	水づくり配水課 副課長	竹内 和幸
総務係長	竹田 和明	企画係長	渡邊 悟
主任	森口 透		

議事日程

- 第 1 議会選第 1 号 議長選挙
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 議会選第 2 号 副議長選挙
- 第 7 議案第 4 号 平成 19 年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計決算の認定について
議案第 5 号 平成 20 年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計補正予算(第 1 号))
議案第 6 号 上越地域水道用水供給企業団議会の議員及び企業長等の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第 7 号 上越地域水道用水供給企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 8 同意案第 1 号 上越地域水道用水供給企業団監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 第 1 議会選第 1 号 議長選挙
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 議会選第 2 号 副議長選挙
- 第 7 議案第 4 号 平成 19 年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計決算の認定について
議案第 5 号 平成 20 年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計補正予算(第 1 号))
議案第 6 号 上越地域水道用水供給企業団議会の議員及び企業長等の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第 7 号 上越地域水道用水供給企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 8 同意案第 1 号 上越地域水道用水供給企業団監査委員の選任について

事務局からの報告

斉藤重昭事務局長 おはようございます。この4月から企業団の事務局長を仰せつかっております斉藤です。会議に先立ちまして、新議員のご紹介をさせていただきます。今春の上越市議会改選に伴い、新たに当企業団議員に選出された7人の方々をご紹介申し上げます。はじめに、今回新しく企業団議員になられた方々です。

中川幹太 議員です。

はい、よろしく願いいたします。

続いて、草間敏幸 議員です。

はい、よろしく願いいたします。

続いて、林辰雄 議員です。

はい、よろしく願いいたします。

続いて、樋口良子 議員です。

はい、よろしく願いいたします。

次に引き続き再選された方々です。

小関信夫 議員です。

はい、よろしく願いいたします。

続いて、塚田隆敏 議員です。

はい、よろしく願いいたします。

続いて、山岸行則 議員です。

はい、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は9名であります。

続いて申し上げます。現在、議長・副議長が欠員でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、吉住安夫議員が年長でありますので、ご紹介申し上げます。

吉住安夫議員、議長席の方へお願いいたします。

議 事

吉住安夫臨時議長 おはようございます。ただいまご紹介いただきました吉住安夫でございます。法の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。これより平成20年第2回上越地域水道用水供給企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

まず、仮議席を指定いたします。今回選出されました議員については、ただいまご着席の議席を仮議席に指定いたします。

日程第 1 議会選第 1 号 議長選挙

吉住安夫臨時議長 日程第 1、議会選第 1 号議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

吉住安夫臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

吉住安夫臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。議長に、山岸行則議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました山岸行則議員を議長の当選人とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

吉住安夫臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、山岸行則議員が議長に当選されました。本席から、会議規則第 32 条第 2 項の規定による告知をいたします。山岸行則議員。

山岸行則議員 はい。

吉住安夫臨時議長 これにて、山岸行則議長と交代いたします。御協力大変ありがとうございました。

山岸行則議長 ただいま皆様方のご推挙によりまして再び議長の職を担うことになりました山岸でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして早速議事を進行させていただきます。

日程第 2 諸般の報告

山岸行則議長 日程第 2、諸般の報告をいたします。

議員の異動について報告いたします。

先ほど紹介がありましたとおり、上越市議会から、中川幹太議員、草間敏幸議員、林辰雄議員、樋口良子議員、小関信夫議員、塚田隆敏議員、山岸行則の7人が、5月19日付で当企業団議会議員に選出された旨、通知がありましたので報告いたします。

日程第3 議席の指定

山岸行則議長 日程第3、議席の指定を行います。

今回、上越市議会から選出された7人の議員の議席については、お手元の配付の議席表のとおり指定いたします。

日程第4 会議録署名議員の指名

山岸行則議長 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により議長において中川幹太議員及び水野文雄議員を指名いたします。

日程第5 会期の決定

山岸行則議長 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日一日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

山岸行則議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

日程第6 議会選第2号 副議長選挙

山岸行則議長 日程第6、議会選第2号副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

山岸行則議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

山岸行則議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。副議長に、塚田隆敏 議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました 塚田隆敏 議員を副議長の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

山岸行則議長 ご異議なしと認めます。よって、塚田隆敏議員が副議長に当選されました。本席から、会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知いたします。塚田隆敏議員、よろしく申し上げます。

塚田隆敏議員 はい。

日程第 7 議案第 4 号から第 7 号

山岸行則議長 日程第 7、議案第 4 号から第 7 号を一括議題といたします。提出者の説明を求めます。

木浦正幸企業長 議長。

山岸行則議長 木浦正幸企業長。

木浦正幸企業長 おはようございます。本日ここに、平成 20 年第 2 回上越地域水道用水供給企業団議会定例会を招集し、提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げます。

国土交通省がまとめました「日本の水資源」によりますと、水源の山や森などを支えている集落は高齢化、過疎化が進み、水を育む森林の維持が難しいとされております。また、水道事業を取り巻く環境は、近年の地球温暖化に起因する気候変動等により、降水量の年々の変動が増大しつつあり、渇水の頻発や、極めて規模の大きな渇水の発生も懸念されるとしております。一方、供給においては水需要の伸び悩み、老朽施設の再構築、新たな水質基準への対応等、一層厳しさを増しております。このような状況下において、当企業団では、将来にわたって安全な水を安定して供給するため、積極的な水源林の整備を行うとともに、地球温暖化を防止し、CO₂ 排出抑制のため水力発電の導入を来春行うものであります。これら事業に対し、引

き続き健全な企業団経営に努めているところであります。

また、これから今以上に高度化する業務に対応するため、構成市等との人事交流や技術研修に積極的に参加させるなどレベルアップを図り技術の継承につなげたいと考えております。

なお、今後経年により耐用年数が経過し償却が終了する給水施設等が出始め、改良計画に基づいた改良・更新が必要となるため、適正な内部留保資金の確保に努めるとともに、建設改良積立金及び企業債等を含めた資金計画を策定し、確実な資金確保に努めてまいります。

それでは、19年度決算の概要をご説明申し上げます。

議案第4号は、平成19年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計決算の認定についてであります。

本年度も「安全で安心な水づくり」、「安定給水」、「危機管理」を中心に、計画的、効率的な事業運営に努めてまいりました。

最初に、「安全で安心な水づくり」に関して申し上げますと、正善寺、柿崎川両ダムの水源保全かん養活動として約2ヘクタールの森林整備を行いました。小学生や地元住民を対象とした自然観察会の開催、柿崎川ダム集水区域内で県内初の「生態学的混播・混植法」により、記念植樹の実施をするなど、水源林の大切さを理解していただく啓発活動に鋭意努めてまいりました。

そのほか、生活排水対策として合併処理浄化槽等設置費補助制度についても、関係住民の皆さんのご理解により設置数を伸ばしました。

また、水源地域の不法投棄対策として職員自ら回収に取り組むとともに、投棄防止にもダム周辺の皆さんのご協力をいただくなど水質汚濁防止に積極的な対策をとってまいりました。

「安定給水」では、適切な維持管理や施設の劣化による事故を未然に防ぐため、施設のこまめな点検と手当てを行うとともに、3年計画で計装監視制御設備の更新、沈殿池掻寄機の点検整備、水管橋の補修など計画的に施設の補修・改良を実施し、安定した給水に努めました。

「危機管理」の面では、昨年7月16日に発生した新潟県中越沖地震で、柿崎川ダム系の送水管で漏水し一部地域の送水が停止しました。この教訓から緊急資材の備蓄計画や関係市との連携及びマニュアルの見直しなど危機管理に努めました。また、ダム及び浄水場施設の定期的な巡視と点検を引き続き実施してまいりました。

それでは、決算の状況について説明申し上げます。

最初に収益的収入及び支出であります。

水道事業収益であります。前年度比1.3%減の17億1,418万円(以下、万円未満省略)となりました。

内訳を申し上げますと、収益の主要を成す営業収益が、前年度比 0.9%減の 16 億 594 万円となり、企業債償還利息に係る上越市、妙高市からの繰入金及び水道施設災害復旧県費補助金並びに原子力立地給付金など営業外収益は、前年度比 6.7%減の 1 億 824 万円となりました。

次に、水道事業費用は、前年度比 5.8%減の 15 億 3,272 万円であります。

内訳では、正善寺、柿崎川両ダムの施設管理に要した「原水費」、中越沖地震に伴う復旧工事費、水づくり及び配水設備の運転・維持管理等に係る「浄配水費」並びに「減価償却費」等の営業費用は、前年度比 1.6%増の 11 億 3,534 万円となりました。

「支払利息」及び「消費税」など営業外費用は、前年度比 14.5%減の 3 億 9,738 万円となりました。

以上の結果、収益的収支の当年度純利益として 1 億 5,935 万円を計上いたしました。

なお、当年度純利益を前年度繰越欠損金へ充当処分した結果、当年度未処理欠損金は前年度に比べ 25.7%減の 4 億 6,149 万円まで減少いたしました。

続きまして、資本的収支であります。

収入総額 16 億 178 万円に対し、支出は 30 億 5,664 万円となりました。

収入は、公的資金補償金免除繰上償還に係る、民間金融機関の借入 8 億 3,480 万円及び公営企業金融公庫借入 4 億 8,090 万円及び企業債償還元金に係る構成市からの出資金 2 億 8,608 万円であります。

支出であります。建設改良費は前年度比 489.8%増の 4 億 7,363 万円となりました。内訳を申し上げますと、「浄水設備費」では、第 1 浄水場計装・監視制御設備更新及び補給水制御弁の取替など 4 億 5,386 万円を投入し整備を図りました。

「送水設備費」では、給水場水質計器の更新など 1,367 万円を支出いたしました。

また、「業務設備費」では、庁内パソコンを更新いたしました。

続いて、企業債償還金であります。通常償還分 8 億 6,228 万円、公的資金補償金免除繰上償還分 17 億 2,072 万円を総額 25 億 8,301 万円を支出いたしました。

以上の結果、不足する 14 億 5,486 万円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

企業債の残高であります。本年度末で 76 億 8,926 万円となりました。今後とも、借換や繰上償還などにより利息負担の軽減に努めてまいります。

最後に、経営状況について申し上げます。

まず、収益性であります。総収支比率は、平成 7 年度の料金改定後、毎年度 100%以上で推移し安定した状況にあります。未処理欠損金比率は 30.2%と高いものの平成 22 年度には解消できる見通しであります。

労働生産性につきましては、県内企業団平均と比較し高くなっておりませんが、引

き続き、効率的な事業運営に努めてまいります。また、施設の効率性を表わす利用率や最大稼働率は比較的高い水準にあります。

地方公営企業経営の原則は、公共性を確保し、かつ経済性を発揮することであることから、今後も能率的・合理的な業務の運営により最大の効果をあげるよう努力してまいります。

以上、決算の状況について申し上げましたが、引き続き、安全、安心な水づくりに精一杯取り組んでまいりたいと思っております。

議案第5号は、平成20年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計補正予算であります。

「収益的支出」では、人事異動に伴う職員給与費の整理及び消費税の計数整理で、2,348万円を減額し、1.6%減の総額14億5,816万円とするものであります。

また、「資本的支出」でも同じく、人事異動に伴う職員給与費の整理で11万円を減額し、総額16億5,677万円とするものであります。

議案第6号は、上越地域水道用水供給企業団議会の議員及び企業長等の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律の公布により、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離することになり、現行条例から議員に関する条文中の文言を除いて、所要の改正を行うものであります。

また、改正に際し費用弁償について見直しを行いました。

議案第7号は、上越地域水道用水供給企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律の公布により、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離することになり、新たに必要な事項を定め条例を制定するものであります。

また、制定に際し費用弁償について見直しを行いました。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重ご審議のうえ、速やかにご賛同くださるようお願い申し上げます。

なお、各議案につきましては、引き続き事務局に詳細を説明させますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

山岸行則議長 それでは引き続いて、斉藤事務局長。

斉藤重昭事務局長 はい。それでは私の方から、お手元に配付の決算及び補正予算等の資料に基づいて、説明をさせていただきます。

お手元の青い表紙の19年度決算書は公営企業法にのっとり作成したものでござ

いますが、消費税も含まれていることから実質的な収支が見にくい部分もあろうかと思しますので、別に用意させていただきました黄色の表紙の資料により説明させていただきます。

なお、企業長の提案理由と重なる部分もございますが、ご理解をいただきたいと思えます。

それでは、黄色い表紙の説明資料の1ページをご覧ください。

まず、左の上段、水づくり・配水に関してであります。給水の状況であります、正善寺、柿崎川両ダムの年間を通じた平均貯水率は、それぞれ94.7%、100%と、共に十分な水量を確保できたことから安定した給水を行うことができました。

19年度の給水実績であります、前年度比2.4%減の1,515万7,195立方メートルとなりましたが、減少した要因は、昨年7月16日に発生しました「中越沖地震」による漏水などにより供給できなかったことから年間給水量が減少したことによるものであります。

送水の効率性を示す有収率であります、災害による漏水により昨年度より1.6%低い、97.9%となりました。また、施設の稼働効率を計る施設利用率も72.7%と昨年度より低下しましたが、県内企業団平均の70.9%を上回っております。

次に、ダム水源の保全かん養活動であります。資料の7ページをご覧くださいと思えます。はじめに左中ほど、青い字の水源地域の整備計画の策定であります、森林の現況調査をもとに、ゾーンごとの整備目標をたてたところであります。森林整備計画、維持管理計画でございますが、今後5カ年、正善寺ダム及び柿崎川ダムの両ダム集水区域92ヘクタールを対象としまして、20年度から毎年20ヘクタールずつ整備を実施してまいります。後ほど説明させていただきます。計画がまとまるまでの間、専門家のアドバイスを受けながらこれまで両ダム合わせて約2ヘクタールの森林の整備を行いました。

整備した柿崎、正善寺の森林は「学びの森」と名付け、現在、子ども達の自然観察コースとして親しまれているところであります。

新潟県内初の導入であります、市民が誰でも参加でき維持管理が要らない「生態学的混播・混植法」による植樹を実施しました。参加者の写真を左の下に載せております。平成17年度自然観察会に参加した小学生が、自分たちにできることとして、育てた苗を地元住民の皆さんと一緒に柿崎川ダム上流の大地に願いを込めて植えました。

次に、その右上の合併処理浄化槽でございますが、対象42世帯の内これまで2カ年で33世帯で導入していただきました。残り9世帯であります、今後も全戸への設置に向けご理解をいただいてまいりたいと思っております。中ほどの2枚の写真ですが、捨てにくい環境づくりとして不法投棄に困っている上正善寺町内の皆さんからタスキをしていただきまして不法投棄防止を呼びかけてもらいました。

また、駐車場付近の捨てやすい場所に防止ネットを張り投棄の予防を実施したところ、前年に比べゴミの量が3分の1に減少しました。20年度も拡大をしてもう少しの間、効果を検証していきたいと考えております。

また、柿崎川ダム流域の水質検査であります。20年度予算でこれは2月定例会でご説明をさせていただきましたが、チッソとリンが環境基準より多いという問題について調査結果がでましたので後ほど報告させていただきます。

それから真ん中の啓発活動であります。浄水場の見学や水源林での自然観察会は大変好評でありまして、昨年度は37校もの小学校から参加をいただきました。案内役が不足していることから水源林での自然観察会は、環境問題に関心が高く植物の植生などを研究されている、ボランティア団体の皆さんからもご協力いただくなど人材の確保もできました。また、講演会の開催では、生態学的混播・混植法の開発者であります、北海道工業大学の岡村俊邦先生から「自然環境の再生に今すべきこと」をテーマに市民ができる森づくりについて講演をいただきました。今後も水源林の果たす役割などについて啓発に努めてまいりたいと思っております。

なお一番右の資金についてであります。里山エリア再生交付金制度、これは補助率68%でございますが、この制度は企業団の森林整備や植樹活動に大きな弾みがつくことと考えております。

資料の1ページにお戻りください。

左側の真ん中、水質管理に関してであります。水道法にのっとり義務付けられた50項目の検査のほか、水質管理目標設定項目27項目について検査を実施し、より安全で良質な水の供給に努めました。

右側上の温暖化対策ですが、「地球温暖化対策推進法」に基づきまして地方公共団体の責務として計画を立て取り組みを行い、CO₂削減目標を18年度に策定し、達成したところでございます。20年度建設中の水力発電も温室効果ガスの排出抑制に大きな役割を果たすこととなります。経済産業省資源エネルギー庁のハイドロバレー計画として認められ実施設計を国庫補助事業で実施いたしました。水力発電の導入による効果は、第1浄水場での電気使用量の20%を賄うことや、年間の温室効果ガスの排出量330トン二酸化炭素を抑制する予定であります。議員の皆さまには、速報にてご報告をさせていただきましたが、7月2日、NEDOの補助は要望どおり交付が決定されまして、本年度建設するものであります。

その下の劣化対策であります。資料の5ページも併せてご覧いただければと思います。水管橋修繕は、第2次5カ年計画の初年度を迎え、これまで13基の整備を行いました。残る27基も計画的に整備を進める予定であります。その他の施設につきましても施設改良計画に基づく整備と合わせ、施設点検や巡視を徹底するなど、事故の未然防止に努めました。

中ほどになりますが、危機管理の面では、資料6ページをご覧ください。

昨年の地震による被害は幹線4カ所からの漏水であります。復旧費用には、新潟県から水道施設災害復旧補助金323万円を受けております。

いつ、どこで発生するかわからない自然災害に備え、今後も安定給水を続けていくため、管路の復旧資材の備蓄計画や構成市との連携体制等につきましても改めて検討し、施設の機能の維持と強化には最大限の配慮をしていきたいと思っております。

資料1ページをご覧ください。真ん中より下、左側をご覧ください。経営、財務についてご説明申し上げます。

決算書は1ページになります。

まず、年間の営業活動の成績を示す収益的収支であります。消費税を除いた生の収支でありますので、決算書とは数値が異なることをご了承いただきたいと思えます。収益は、構成市からの補助金の減により、前年度比1.3%減の16億3,764万5千円、対する費用は、県の正善寺ダム堰堤改良事業が18年度に終了したことによる分担金及び企業債の支払利息等の減により、前年度比4.8%減の14億7,829万2千円となりました。

ここで決算書の3ページ、損益計算書をご覧くださいと思います。下から3番目にありますように、当年度は1億5,935万3千円の純利益を計上することができました。下から2番目は18年度末の繰越欠損金であります。この純利益により、その下にありますように19年度末の欠損金は4億6,149万5千円に減少いたしました。

もう一度資料の1ページに戻っていただきますが、右側の中ほど、資本的収支であります。施設の改良や更新など投資的経費を計上しております。収支で不足した14億3,275万4千円は、内部留保資金で補てんいたしました。なお収益的収支と資本的収支については、資料の2ページでもう少し詳しく説明させていただきます。その右の貸借対照表をご覧ください。

決算書の4、5ページも併せてご覧ください。貸借対照表は年度末の財政状態をあらわすものであります。すなわち、これまでどのくらいの資産を形成したか、資産構成がどのようになっているか、そしてその資産をどういう財源で賄ったかなどをあらわしたものであります。総資産は333億4千万円ありますが、土地、建物、構築物、機械装置などの固定資産が325億4千万円あります。現金及び預金と3月分の給水料金などの未収金、それに保険料の前払費用などの流動資産は合わせて8億円、そのうち現金及び預金は、決算書4ページの右に表示しておりますが、6億4千万円あります。

次に、右側になりますが、資産に対する負債および資本、負債に資本を加えたものがイコール資産となるわけですが、まず負債の部の固定負債は退職給与引当金が4千万円、そして短期に支払い義務のある工事の未払金や預り金などの流動

負債が3千万円となっております。資本の部にあります資本金ですが、内訳として自己資本金と借入資本金があります。自己資本金は企業債元金の償還に対する上越市と妙高市からの繰入金であり106億7千万円、また借入資本金は企業債の残高でありまして、欄外に記載しましたように、年度末で76億9千万円、資本金は合わせて183億7千万円となっております。同じく資本の部にあります剰余金は、国、県の補助金及び工事負担金などを計上しております。平成6年度には約14億8千万円ありました累積欠損金ではありますが、平成7年に料金改定を行ったことから、先ほども説明申し上げましたとおり、19年度末では4億6千万円にまで減少し、2月定例会でもお話ししましたとおり平成22年度には解消できる見込みであります。

左、下をご覧ください。公債費負担の軽減対策、企業債の繰上げ償還についてであります。総務省は全国の公営企業及び自治体を対象に、経営の健全化及び効率化の推進を目的に、既往債の補償金を免除する繰上げ償還等を認める措置を講じました。当企業団では経営状況及び行財政改革の取組みの審査結果や、累積欠損金の縮小に向けた取り組みなどが評価されまして、19年度で計8本、合わせて17億2,072万4千円の繰上げ、借換えが認められたことによりまして3億3,414万2千円の利息を軽減することができました。

資料の12ページをご覧ください。財務省財政投融资資金12億3,964万4千円を繰上げるための財源でございますが、4億473万8千円は自己財源を充て8億3,480万円は民間金融機関の低利債に借換えを実施いたしました。なお、公営企業金融公庫4億8,108万円は、公庫借換債での対応をとりました。

左下の表でございますが、19年度末の未償還企業債の一覧でございます。右のグラフは、償還予定でございます。元金に重ねました白い四角は、平成19・20年度通常の定期償還額を示しております。なお、内部留保資金につきましては企業債償還元金の増高によりしばらくは減少を続けますが、今後償還が完了するものが出てまいりますので、平成22年度には増加に転じる見込みであります。この内部留保資金及び累積欠損金について若干ご説明申し上げます。お手元の黄緑色の一枚ものの資料をご覧ください。内部留保資金制度は企業会計特有のものであります。すなわち、減価償却費のように収益的収支予算において現金支出を要しないものを費用に計上することから内部に留保される資金であります。また、欠損金は申し上げるまでもなく収益的収支におけるマイナス分を言います。お手元の資料で例えば、収入が1億円に対して支出が1億5千万円だったとしますと、差引き5千万円が赤字及び欠損金ということになります。しかし、支出1億5千万円のうち施設の更新等再投資の資金として積み立てが義務づけられている減価償却費などの現金支出の伴わないものが6千万円あるとしますと、実際の現金支出は9千万円となります。したがって収支で5千万円の赤字であっても1千万円が現金として手元に残ることになります。これが内部留保資金であります。

また、赤字の5千万円は適正な内部留保資金に不足を生じているものであり、これが繰り越されると、累積欠損金となるものであります。

資料の2ページをお開きください。決算書は1ページからになりますが、資料の方は生の数字を見ていただくために消費税抜きになっております。資料の左のページ、水道事業収益の内容であります。営業収益は給水料金収入でありまして、収益全体の約93%を占めております。営業外収益は、企業債償還利息に係る構成市からの補助金のほか、中越沖地震に係る新潟県の災害復旧補助金、柿崎区と吉川区にある企業団施設の原子力立地給付金及び水道機械設備保険金などの雑収益であります。

次に、費用であります。費用は前年度に比べ、4.8%のマイナスとなりました。この要因でございますが、原水費においては、正善寺ダム堰堤改良事業が平成18年度終了したことによるものであります。この負担金の減少と総係費の負担金及び補助金の減少及び支払利息の減によるものであります。

営業費用の各項目について申し上げますと、二つのダムの維持管理に係る分担金などの原水費、水づくり及び配水に直接係わる経費としての浄配水費、事務管理等に係わる総係費、そして減価償却費、資産減耗費等であります。細目につきましては、ご覧いただくことで説明を省かせていただきます。

続いて、右ページ中ほどの、資本的収支であります。

決算書は2ページになります。収入の企業債は先ほどご説明いたしました、既往債の繰上げ償還に係る借換債になります。皆増でございます。企業債出資金は上越市と妙高市からなるものであります。次に、支出であります。建設改良費は前年度に比べ487.2%増と大幅な増額となりました。内訳でございますが、浄水設備費では老朽化が進み部品製造の中止となっております第1浄水場の計装・監視装置、これは4億12万3千円を投入し、施設の更新整備を図りました。第1浄水場管理棟の冷暖房設備更新、補給水制御弁の更新及び水力発電事業負担金など、また、送水設備費では給水場の水質計器の更新を行いました。業務設備費では、庁内パソコンを更新したものであります。

一番下の企業債償還金は元金分ではありますが、通常償還に繰上償還分が加わったところでもあります。明細につきましては、決算書の22、23ページをご覧いただきたいと思っております。23ページの一番右下にありますように、企業団発足以来これまでの発行総額は211億5,670万円で19年度末残高はその右隣りの76億8,926万4千円となります。

最終償還となるのは平成15年度に借入れた柿崎川ダム関連の企業債で平成45年度の予定であります。なお、16年度以降は施設整備に係る企業債の借入れを行っておりません。

資料に戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。経営指標でありま

す。主なものについて説明させていただきますと、収益性を示す指標として、2段目の表の生産性を示す指標の一番下、職員給与費対給水収益割合、収益に占める給与の割合であります。低く推移をしております。これは浄水場管理業務の一部を委託していることによるものであります。次に、3段目の表、施設の効率性を示すものとして、一番下に固定資産使用効率がありますが、他の企業団平均に比べ効率の悪いものになっております。これは、当企業団は二つのダムを水源としていることから、河川を水源とするところに比べ投資額が大きいことが影響しているものであります。危機管理の面から複数の水源を持つことは、安定給水に係るリスクを分散することを中越沖地震で改めて認識したところであり、一番下の表は財政状態を示す指標であります。自己資本構成比率は、総資本に対する自己資本の割合であります。財務の長期安全性・安定度は比較的高いものとなっております。

次に、資料の4ページをお開きいただきたいと思います。この表も消費税を抜いてあります。今後10年間の収支の見通しであります。上段が収益的収支、下段が資本的収支であります。括弧書きは、今年の2月議会でお示しした見通しの数値であります。網掛け部分の累積欠損金及び下の内部留保資金の見通しにつきましては既に説明をさせていただきましたが、累積欠損金は22年度で解消、内部留保資金は22年度からご覧のとおり増加に転じていきます。

いずれにいたしましても、財政の収支は施設改良計画が大きく影響することから、今後耐用年数を迎える施設、特に導送配水管の大量更新に備えるべく、状態を的確に把握し計画に反映していくことが重要だと思っております。

当企業団におきましても、施設の更新計画の見直し及びそれに係る財政計画等につきまして中長期的な検討を進めております。次回、2月の定例会に基本方針をお示しできればと考えております。

資料の8ページをご覧ください。「ダム水源林整備事業」であります。20年度から向こう5年間で二つのダム集水区域内を整備してまいります。19年度から国、県の「里山エリア再生交付金」の財源確保が見込めるようになったことから対象面積を拡大し、毎年約20ヘクタール規模で整備を進めてまいります。危険を避けるため急傾斜地を外しております。

植樹も生態学的混播・混植法によりまして今後も続けていく予定であります。平成25年度以降は、中・長期計画として今後計画を策定してまいります。

資料の9ページをご覧ください。「柿崎川ダム流入水現況調査」結果でございます。窒素とリンの値が高いということで18年度から調査を行ってまいりましたが調査結果が出てまいりましたのでご報告申し上げます。

結論から申し上げますと環境基本法で望ましいとされる窒素、これは1リットル中0.2ミリグラム以下、リンは同じく1リットル中0.01ミリグラム以下ですが、この数値を上回っている状況は変わっておりません。右の表の1をご覧ください。

上流では人為的な汚染要素がほとんど無いにもかかわらず基準値を上回りました。また、支川も上回っておりますが流量の絶対量が少ないことから負荷量はそう大きいものではありません。次に表の2、雨水や湧水も、そして表の3、米山から出ている柏崎市の二つの川、それと柿崎区の米山川も基準値を上回っております。

このようなことから特定の発生源による影響ではなく、ダム周辺が溶岩性地質で表土が薄く、傾斜が大きい地形であることから、分解過程にある植物遺体が流出しやすいことや、雨水、地質、土壌が関係しているものと考えられ、いわば自然特性と思われまます。図の2をご覧ください。水質は、環境基準、この図の左下の黄色の部分でございますが、この基準には届かないものの、全国と比べると悪い位置にはないということをご理解いただきたいと思っております。上水道は勿論、左のページ番号4の参考基準を見ていただきましても、農業用水基準、水産用水基準をクリアーしており、動植物にも大きな影響を与えることはないと思っております。しかし、今後も水質調査を引き続き行い対応が後手にならないよう十分注意を払っていきたいと思っております。

19年度決算については以上であります。

よろしく願い申し上げます。

続きまして、議案第5号、平成20年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計補正予算であります。青い表紙の右上に別冊2と書いてありますのを開きいただきたいと思っております。

こちらの5ページをお願いいたします。

補正の内容は、4月1日付け人事異動に伴う職員構成が変わったことにより給与を減額するものであります。このページの上段であります収益的支出、営業費用のうち浄配水費1,444万3千円及び総係費904万5千円を減額し、営業外費用では、消費税及び地方消費税を増額するものであります。次に、中ほどの資本的支出も同様に11万6千円減額するものであります。

20年度会計予算につきましては以上であります。

続きまして、議案第6号、上越地域水道用水供給企業団議会の議員及び企業長等の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

資料13ページに改正案を記載しております。内容は監査委員及び議会議員の費用弁償について、会議及び監査出席時に支給する旅費を上越市の旅費条例に基づき、費用弁償として旅費を支給することに改めるものであります。施行日は公布の日からとなります。

議案第7号、上越地域水道用水供給企業団議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定であります。地方自治法の一部を改正する法律の公布により、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離することになり、新たに必要な事項を定め条例を制定するもので

あります。

なお、施行日は地方自治法の一部を改正する法律の施行日となります。以上であります。

よろしく願い申し上げます。

山岸行則議長 はい、ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入りたいと思います。

質疑は、先に議案第4号平成19年度決算の認定について、続いて議案第5号平成20年度補正予算、続いて議案第6号上越地域水道用水供給企業団議会の議員及び企業長等の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正について、最後に議案第7号上越地域水道用水供給企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定についての順で行いたいと思います。

まず、議案第4号であります。平成19年度決算の認定についてご質問、ご意見ございませんか。

3番(小関信夫議員) 議長。

山岸行則議長 はい、小関議員。

3番(小関信夫議員) あの、資料の説明の中の9ページですが、柿崎川ダム流入現況調査等……昨年度もご説明あったんですが、具体的な対策として設備を強化した面ができていますけれども今の説明では現状は表土の問題とかいろいろで、現状はどうしようもない現状の中で水のアオコの発生なのでしょうけれども、具体的な対策というのはさっきの説明であったのですが、木を植えるとかいろいろあるんでしょうけれども、まとめに対する対策とは具体的にどうしているのか、そこら辺もう少し説明をしてほしいんですが。どうでしょうか。

山岸行則議長 はい、斉藤事務局長。

斉藤重昭事務局長 はい、今ほどのご質問は柿崎川ダムへの流入、チッソ、リンの基準値が高いということで、それに対する具体的な対策をどうしていくのかというご質問かと思えます。

これにつきましては、先ほど説明させていただいたとおり流入の調査につきましては雨水、あるいは湧き水、また川自身もすべて基準を上回っているという状況でございます。それで具体的な対策といたしましては資料9ページでございますが、いわゆるチッソ、リンが増えていきますと富栄養化ということでさきほども議員おっしゃったように赤潮、アオコが発生しやすくなるということで、その対策としましては流域対策とダム対策、浄水場対策ということがございます。それで現在行っ

ている対策は、粉末活性炭処理——これは浄水場で対策を行う処理でございます。この活性炭注入機を今年導入いたしまして、この9月に設置をする予定でございます。昨年度は粉末活性炭を手で投入したというようなやり方で処理を行ったところでございます。

浄水場のほかはダム対策でございますが、考えられるのは貯水循環というのがございます。これはダムの底から空気を吹きあげまして循環をさせていくと。それが貯水循環でございます。その他底泥の浚渫、その他噴水等を行う方法。流域対策としてはそこに書いてあります浄化槽の設備、また森林整備といったものが対策としてあるわけでございます。それらにつきましては今年度検討しておりまして、その具体的な方策につきましては結果がでましたらまた皆様にお伝えしたいと思っております。以上でございます。

山岸行則議長 よろしいですか。

3番(小関信夫議員) はい。

山岸行則議長 3番、小関議員。

3番(小関信夫議員) 今の答弁の中にダム対策、流域対策いろいろあるのでしょうかけれども。その一つとしてダム水源林整備事業を具体的には進めているのでしょうか、原因としては雨水とか湧き水、土壌の問題があるわけで、そこら辺は現状としてどうしようもないわけですよ、ある意味では。そういう中で、昨年も住民の方から指摘があって、今説明があったような内容であります、具体的には、貯水循環——下から酸素を送るのでしょうけれども、泥の対策とか森林とかいろいろ言われたが、その実現というのは今年度からやられるわけですか。

山岸行則議長 斉藤事務局長。

斉藤重昭事務局長 今年実際にやる対策としては、浄水場対策の粉末活性炭処理であります。今後につきましては検討している段階でありまして、専門のコンサルタントに委託をしております、今年度に方向性がでるところでございます。

山岸行則議長 はい、あとほかにありませんか。はい7番、樋口議員。

7番(樋口良子議員) 今回初めて企業団議会の議員にならせていただいて、初めてで突拍子もない質問をするかもしれませんが、ご理解願いたいと思います。

いろいろお聞きして皆さん本当に安心安全な飲み水を供給するために日夜、本当に努力されていることにまず敬意を表したいと思います。

3点ほどお聞きしたいのですが、上越市は確か今年20年度で水道料金の値上げをしたと思いますが、資料の4ページに10年間の収支見通しを示していただけていますが、22年度で累積欠損金が解消されてそして同時に内部留保資金残高も増やしていくということなのですが、この企業団と上越市の値上げはどういうふうに連動するのか。よくわからないのですけれども——要するに本当に経済状況大変な中、水道料金を上げるということは市民にとって非常にせつない部分なわけで、水道料金の値上げと収支見通しとの関係で、今後料金の変動があるのかどうかという1点と、あと地震が頻繁に起こっている中、今度は上越地域だろうということで非常に怖い思いをしています。上越市のガス水道局が行なったダムを見る見学会に参加させていただいた。正善寺ダムの地下何メートルですかね、普段は見せていただけない所まで案内して見せていただいたのですが、そういうダム全体に地震がガガツときたらどうなのかと。地震に対するダムの耐震性はどうかということが2点目です。

あと水源保全かん養活動として、2ヘクタールの森林整備を行なうということで非常に感動してお聞きしたわけですが、図を見るとダム全体の中で8ページですか。2ヘクタールというのは、これで目いっぱいなのか——どンドンやればいいことなのかもわからないけれども、2ヘクタールはどういうところから出てきたのかその辺を教えていただきたいと思います。

山岸行則議長 はい、斉藤事務局長。

斉藤重昭事務局長 はい。ただいまのご質問は料金改定、今後の変動があるのかどうかというご質問がまず第1点かと思います。4ページの収支見通しの中で累積欠損金が22年度に解消する予定でございます。それまでは本来ならば積立をしなければいけない法定積立金というのがございまして、減債積立金また利益積立金その他任意積立金というものもございまして、そういうものが累積欠損金があるがために、積立ができなかったということで、その後22年度以降に積立をしていきたいというふうに思っております。それでこの表には見えてこないのですが、平成30年度以降には創設当時の昭和54年度から埋設をしております、導送配水管等の耐用年数がちょうど40年を過ぎてまいります。その入替が出てまいります。当初は国庫補助金を導入しながら布設をしたわけですが、基本的には更新時になりますと国庫補助金あるいは構成市からの繰入金は期待できないものであります。その部分につきましては自己資金でいくということになります。そんなことで、この表には表れませんが次回2月の定例会の時には収支見通しを中長期にかけてお示し

したいと思います。今のこの収支見通しの中では現状の料金を維持していきたいというふうに考えております。

それと二つ目は、永春課長が答えます。

永春勲水づくり配水課長 二つ目の地震に対してのダムの耐震性でございますが、去年の中越沖地震で柿崎の6弱、上越の5強という中で柿崎川ダムと正善寺ダムについては、ダムの中で一部の漏水量——常時少しの水は、堰堤と地層とのつなぎ目のそういうところで止水はしているのですが、若干の水がどうしてもダムの中を通っております。その量が一時的に増えましたが、国のダム研究の専門家が来てすぐ検査した中で、一時的な増量で安全性は確認されました。それも9月頃には平常時の水量に戻ったということであります。ダムというものの耐震性は通常私どもの水道施設は震度6程度だとか震度7程度の耐震性を検討しなさいと言われていたのですが、ダムは大規模な構造物ですので一般にいくつに対するというものにはあてはまらなと聞いておりますので、数字で言えば震度7以上のものに対しての構造的にはあるというふうにお考え願いたいと思います。もう少し詳しい研究をしてお出ししたいと思いますのでよろしくお願いたします。

斉藤重昭事務局長 それでは、三つ目のご質問ですけれども、ダムの水源整備事業の中で昨年度森林整備を2ヘクタール行なったところですが、平成19年度にダムの森林整備5カ年計画を立てまして、正善寺ダム及び柿崎川ダムを平成20年度からトータルで92ヘクタール、1年あたり20ヘクタールずつ森林整備を行なう予定になっております。以上でございます。

山岸行則議長 よろしいですか。あとほかにありますか。はい、1番中川議員。

1番(中川幹太議員) 1点は今のご回答の件で引き続きなのですが、この整備内容ですが、以前私もNPOやっておりましたから、先ほどの整備内容で植樹というのがありますが、基本的には混みあっているものを間引きしていく、林床や低層の植物を育てていくとか、そういうことによってなんて言うのでしょうか、落ち葉の腐葉土の層が厚くなって保水力が増していく、急激な水——雨が降った時に一気に流れてしまうのではなくて、そこに一たん保水して徐々に流れてくるという、そういう効果が生まれてくるのですけれども、そのあたりの整備内容について少しお聞きしたい。もう1点は、先ほど事前にちょっとお聞きしましたけれど、工事の業者の落札の関係で落札の率——その点をちょっとお聞きしたいなと思うのですけれども。その2点についてお願いします。

山岸行則議長 質問の中身わかりますね。

斉藤重昭事務局長 はい。

山岸行則議長 斉藤事務局長。

斉藤重昭事務局長 1点目のご質問は、森林整備の内容でございます。どのように整備をしていくかということでございますが、今程申しましたダム水源林の森林整備5カ年計画、これは主に落葉広葉樹をメインに行なっていく計画でございます。それで8ページの図で主にダムの周辺、そして道の周辺といいますか近間のところを整備するものであります。それで啓発といいますかそちらの方も含めまして、自然観察会等で見ていただくと……。道の近くからでないと、なかなか奥にはいけないという面がございます、まずはそういう落葉広葉樹林の公園型の森林整備をまず5カ年で行なっていきたくと。そのあとに人工林等整備あるいは落葉広葉樹林混合林というようなもの、またはモザイク構造の落葉広葉樹林そういったものに中長期的には進んでいきたいと思っております。

次に建設工事に係る落札率でございますが、昨年度入札件数が17件ございました。平均の落札率は89.4%でございます。

以上でございます。

山岸行則議長 はい。1番、中川議員。

1番(中川幹太議員) 1点目の質問については、ちょっと趣旨がよく伝わらなかったかもしれませんが、要するに私達の活動の中でよく言われているのは、木は勝手に生えてくるわけです。この上越市の森では非常に土は豊かなものですから。植樹というものはひとつの啓発としてはあるのかなという気もするのですが、基本的には里山整備の観点からいくと、間引いていくと——林床、土の部分に光が当たって風通しが良くなるような整備の仕方をしていっていただきたいというのが趣旨でして、植樹をメインにさせていただきたくないという趣旨ですね。

それと業者の入札の件ですが、非常にたくさんの工事とかあるいは基金の導入とかいろいろございますけれども、このあたりについても自治体の審議の中では、どこがどれくらいの金額で入札をしたというところの資料もあるものですから。その辺は、昨今そのあたり非常に厳しい目が向けられているものですから、できるだけ資料の中でも明らかにするような努力をしていただきたいと思います、そのような趣旨でございます。以上でございます。

山岸行則議長 はい。あとほかにありますか。はい、それでは引き続いて、議案第5号について平成20年度補正予算についてありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

山岸行則議長 よろしいですか。それでは続いて議案第6号について、条例の一部改正について。はい、水野議員。

9番(水野文雄議員) 私は昨年から妙高市の代表で仲間入りさせていただいて監査委員にならしていただいたのですが、やはり1年間やらしていただきまして感じたことはやはり日常きわめて問題点があるとすれば、指摘するような状況でなければならぬと思っています。また行政の監査については、これからはますます質を高め結果が出るような時代になってくると。そういう中で今回の改正部分はちょっとおかしいので、どうしてこのような提案になったのか現状と改正の二つの面で具体的に聞かせていただきたいと思います。

山岸行則議長 はい、斉藤事務局長。

斉藤重昭事務局長 今回提案された議案第6号につきましては、先ほども述べました条例の一部改正でございます。企業団議員の議会の議員及び企業長等の報酬並びに費用弁償に係る条例の一部改正でございます。これが出てきたのは県から通知がございまして、これが7月に出てまいりました。それで今回の提案になったわけでございます。それで今回一部改正の提案をさせていただきました。一部改正にあたりまして監査委員の費用弁償につきましては上越市の例に準じまして改正をさせていただきましたけれども、議員のご質問のとおり特に監査事務につきましては毎月20日に現金、出納検査を長時間かけて実施をしていただいております。また、監査につきましては、非常に専門的な知識及び見識を有するものでございまして定期監査及び臨時監査の頻度を考えますと、現状の報酬額は1回あたり1千円程度と非常に低い額になっております。現実との乖離が非常に大きい。このために監査委員の費用弁償及び報酬につきましても妥当額を再調査いたしまして次回の定例会までに検討したいというふうに考えております。どうかご理解の程、よろしく願い申し上げます。

山岸行則議長 水野議員よろしいですか。

9番(水野文雄議員) はい。

山岸行則議長 水野議員。

9 番(水野文雄議員) 7月に県からきたということで時間的に余裕もないということで、やむを得ないと思うのですけれど、企業長にちょっとお尋ねしたいのですが、この監査というものについて企業長どのようにお考えですか。

木浦正幸企業長 議長。

山岸行則議長 木浦企業長。

木浦正幸企業長 監査についてどのように思っているかということでございますが、法令に基づいてきちんとした事業がきちんとした予算によってなされているかどうか、これを第三者の目でしっかりと見ていただくということで、適正を保っているものでございますので非常に重要な役目であるというふうに認識いたしております。

山岸行則議長 よろしいですか。ほかにありませんか。それでは引き続いて議案第7号について、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

はい、それではないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。これより、討論に入りますが、討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

山岸行則議長 討論はないものと認めます。これより、議題を採決いたします。まず議案第4号平成19年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計決算の認定についてを採決いたします。本決算は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

山岸行則議長 ご異議なしと認めます。よって本決算は認定することに決しました。

山岸行則議長 次に、議案第5号平成20年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計補正予算を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませ

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

山岸行則議長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

山岸行則議長 次に議案第 6 号上越地域水道用水供給企業団議会の議員及び企業長等の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

山岸行則議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

山岸行則議長 次に議案第 7 号上越地域水道用水供給企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

山岸行則議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 同意案第 1 号

山岸行則議長 日程第 8 同意案第 1 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

木浦正幸企業長 議長。

山岸行則議長 木浦正幸企業長。

木浦正幸企業長 提案いたしました案件につきまして、その理由をご説明申し上げます。同意案第 1 号は、上越地域水道用水供給企業団監査委員の選任についてであります。上越地域水道用水供給企業団監査委員松矢威光氏は、本年 8 月 22 日をもって任期満了となりましたが、引き続き同氏を選任したいので地方自治法第 196 条第 1 項の規程により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由を申しあげましたが慎重ご審議の上、速やかにご賛同下さるよう

お願い申し上げます。以上です。

山岸行則議長 はい、ただいま提案がございました案件については人事案件でございますので質疑を省略したいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

山岸行則議長 はい、それでは、ただちに採決に入りたいと思います。これより議題を採決したいと思います。同意案第1号上越地域水道用水供給企業団監査委員の選任について採決いたします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

山岸行則議長 ご異議なしと認めます。よって本案はこれに同意することに決しました。続いて事務局より報告事項の申し出がありますのでこれを許します。斉藤事務局長。

斉藤重昭事務局長 はい。それでは儀明川ダム事業への参画について事務局より報告させていただきます。

説明資料の14ページをお開き下さい。

企業団事業の計画概要ですが資料の左上をご覧ください。企業団は上越市、妙高市の上水道を低廉かつ安定的に供給する目的で一部事務組合を昭和51年当時上越市、新井市、柿崎町、大潟町、吉川町、板倉町、頸城村、清里村及び三和村の9市町村で設立されその後の昭和54年の10月、用水供給事業者として厚生省、今の厚生労働省でございますが厚生省に事業認可されたところであります。

水道水源に利用されてまいりました地下水を表流水に転換するため正善寺ダム、柿崎川ダム、儀明川ダムに求める計画で認可を受けて鋭意進めております。資料の右側をご覧ください。

これまでの経過になります。右上をご覧ください。第3水源儀明川ダムでございますが、すでに平成13年4月企業団議会におきまして第3水道水源開発検討委員会の答申を原案どおりご承認いただきました。

答申の内容ですが、上越地域の水道水源として安全かつ現実的確保が可能と考えられる水源について広域的、総合的に検討した結果、儀明川ダムと笹ヶ峰ダムに求められております。前段では儀明川ダムに可能な限り依存し、と付記されております。これを受けて同年9月、儀明川ダム事業への基本協定参加願いを新潟県に提出したところであります。妙高市につきましては、新規開発水量はない旨、承っております。

その後、市町村合併によりまして、構成市では安定的な配水運用や施設の更新計画の見直しなど所要の手続きが進められているところであります。今回、合併後の新たな枠組みの中で上越市では第5次総合計画に基づく将来人口の予想を踏まえ、水道の変更認可も行なわれて将来の給水量や給水人口などの需要が見えてきましたので私どももその需要を踏まえ、改めて、平成36年度以降、これから15年後以降でございますが、それを目標に一日あたりの必要水量の調査を実施いたしました。その下にあります帯グラフをご覧ください。

上段ですが昭和54年度の事業認可では給水人口が25万7,460人、1日最大給水量が14万7,720立方メートルを見込みました。水源の内訳ですが企業団用水が55.5%の8万2,000立方メートルを新規に開発し、残りは構成市が持つ自己水源を充てる予定でございました。

これに対しまして、今回の調査結果では、下段になりますが、平成36年度以降の給水人口が当初計画に比べまして約23%、5万9,760人減少の19万7,700人、1日最大給水量は当初計画に比べまして約27%、4万940立方メートルの減少の10万6,780立方メートルを見込むものであります。水道事業者が確保すべき水量は、水道施設設計指針にもありますように1日に使用される水量を365日安定的に供給できることが求められております。

資料の左側をご覧ください。供給能力と書いてございますが、事業認可時に比べまして必要開発水量が減少しました。

理由は大きく二つございます。

一つ目は、平成6年の大渇水の経験から市民の節水意識の高揚及び節水機器の普及が促進されたことがあげられます。

二つ目は、全国的な課題になっておりますが少子化の影響で将来の人口が減少することなどによります。

これらのことから企業団の1日あたりの供給能力ですが平成36年以降は当初計画8万2,000立方メートルに対し約44%、3万6,160立方メートル減少の4万5,840立方メートルが必要となります。

この中で第1水源であります正善寺ダムは昭和60年に完成し、給水をしてまいりましたが夏場のダム流入量が減少しております。このことから、4月から9月の6カ月間に供給量を制限する条例を設けて運用しております。

左側、一番下になります、正善寺ダムの下の赤い吹き出しをご覧ください。今回の調査で安定水量の見直しといたしまして365日確実に取水可能なすなわち過去10カ年の中での第1位の渇水年、平成12年においても確実に取水できる水量に見直しをするものであります。その結果、将来の水需要の不足分を儀明川ダムにその一部を求めていくものであります。

なお、正善寺ダムの水量見直し協議はこれからでありまして、構成市の自己水源

の湯水や緊急時に対応するため水利権を含めた既存能力の維持活用が図れるよう今後協議してまいりたいと考えております。

資料の右側に構成市の水源の内訳を表しております。下の帯グラフになります。

上越市につきましては、安定的ライフラインの確立を推進するため、水道事業計画の変更に併せ昨年度見直しました。

内容としましては、平成 36 年度以降の必要量を 9 万 6,800 立方メートルと見込んでおります。それに対する水源は、自己水と企業団受水によるものとしています。資料右下の赤い吹き出しを見ていただきまして、この自己水のうち地盤沈下に影響の大きい地下水採取規制区域の汲み上げの廃止、供給エリアの拡大、いわゆる老朽化した三和、清里と板倉の浄水場の建て替えを止め企業団からの受水に切り替えるものでございます。また簡易水道地域への供給などにより同様に企業団受水に切り替えるものであります。

妙高市につきましては、1 日あたりの配水量に対して表流水、地下水、企業団からの受水により十分な能力があり、これらの状況からいたしましても、新規の開発量は無い旨取扱っております。

さらに右下には、昨年度の地下水の利用状況を示しております。

表に記載いたしましたデータは対象区域の給水量と、そこに占める地下水になります。いずれも補給水量として使用しております。

再度一番下の赤い吹き出しをご覧ください。

儀明川ダムに求める量は今程申しました地下水採取規制区域内の地下水の廃止、供給エリアの拡大、及び簡易水道地域への供給のほか正善寺ダムの安定水量の見直しなどにより不足する給水量 1 万 240 立方メートル、これは取水ベースでは 1 万 1,000 立方メートルでございますが給水量ベースでは 1 万 240 立方メートルを儀明川ダムに求めるものであります。資料での説明は以上でございます。

企業団水道水源として認可を受けております儀明川ダムは現在のところ、治水事業として、新潟県が進めております。

利水、多目的ダムとして事業変更が予定されておりますが詳細設計はされておられません。事業費等は、新潟県河川整備課から提供された値でございます。ダムの総事業費はおよそ 300 億円を見込み水道の負担はその 8 % 程度の 24 億円を予定いたします。

財源といたしましては総事業の 3 分の 1 が国庫補助、3 分の 1 が上越市、3 分の 1 が企業団企業債で賄う予定であります。

現在、厚生労働省国庫補助事業の採択につきましては協議中でございますが、補助要件であります資本単価 56 円となっております。基準を 50 円以上満たしております。

また、10 億円以上の事業に義務づけられておりますピーバイシーいわゆる費用対

効果につきましては基準 1.0 以上のところ 2.98 となりますことから投資以上に便益が得られる有効な事業の見通しであります。

スケジュールですが、新潟県は本年 12 月、治水、克雪及び水道の多目的ダムとして新潟県公共事業再評価委員会の評価を受け、平成 21 年度、事業主体の新潟県と儀明川ダムの基本協定を締結する予定でございます。

ダム本体着工時期は新潟県の財政状況や現在建設中の県内の三つのダムの進捗状況により影響を受けますが平成 20 年代後半を予定し平成 30 年代半ばに完成の見込みでございます。ダム完成後の上越市の料金負担は現在の事業規模及び社会経済情勢におきまして試算いたしましたところ現行より若干増える見通しでございます。平成 17 年度上越市で実施いたしました市民アンケート調査によりますと安全な水道水の安定供給に関しまして満足度の高い取組として高い評価をいただいております。引き続き市民の皆さんのご期待に添えるよう努めてまいりたいと考えております。

なお現在、厚生労働省、国土交通省とも協議を進めているところでございますので申し添えておきます。

本会議におきまして、上越地域の将来に必要な水量等ご報告させていただきました。何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で事務局からの報告を終了させていただきます。よろしく願いいたします。

山岸行則議長 はい、ご苦労様でした。ただいまの報告について質問等ございますか。

9 番(水野文雄議員) はい。

山岸行則議長 はい、水野議員。

9 番(水野文雄議員) はい、ちょっと大変重要な話でありますのでよろしくお願いします。まずですね、皆さんご存知のように儀明川ダム開発についての水道水の処分については、妙高市ははずしてもらおうということで聞いているのですが。まず、それを確認したいと思うのですが。どうでしょう。

山岸行則議長 斉藤事務局長。

斉藤重昭事務局長 平成 13 年度企業団議会におきまして、第 3 水源については、儀明川ダム及び笹ヶ峰ダムに水を求めるということであったわけですが、その後、水需要の予測を平成 14 年度にたてました。その時に、すでに水需要として妙高市は十分足りているという状況になりまして、妙高市からは第 3 水源儀明川ダムには参画を

しないという意思表示をされているところであります。以上でございます。

9 番(水野文雄議員) はい。

山岸行則議長 はい、水野議員。

9 番(水野文雄議員) 確認しておきたいのですが、ダムを作って終わるわけじゃないですよ。それから送水管、浄水場いろんなもろもろの物が——やっぱり設備が必要になり、また維持管理にお金がかかる。また更新にお金がかかる。それ一切我々は、負担する考えはないということを確認しておきたいのですが。それ点いかがですか。

山岸行則議長 斉藤事務局長。

斉藤重昭事務局長 すでに意思表示がされておりますので正善寺ダム、柿崎川ダムまでの経費とそれ以降の経費につきましては分けさせていただくということで考えております。

9 番(水野文雄議員) はい、議長。

山岸行則議長 はい、水野議員。

9 番(水野文雄議員) その辺の議事録を後ほどいただきたいと思いますのでよろしくお願いいいたします。

山岸行則議長 はい、あと他にございませんか。はい、樋口議員。

7 番(樋口良子議員) ダムの目的を変えて実行するということで平成 13 年度の企業団議会において承認されたと報告がありましたが、今、説明を聞いているとですね、ちょっと疑問が残る点があるのですけれども、正善寺ダムの安定水量の見直しですかね、第 1 相当の渇水年、平成 12 年の災害ということですが、平成 12 年の渇水は私も記憶がありますが、お風呂の水を庭木にくれたり、一生懸命やってとても大変な渇水で水質的にも大変だったと思いますが。わからなくはないのですが、一番ひどい渇水の数字を取り入れなければ 365 日安定的に供給できないという皆さん方の——わからんでもないのですが、正善寺ダムの責任感というか、あまりにも極端に減らし過ぎるといって、企業団の責任の 4 万 5840 のうちの 1 万 240 ですか、あまりにも無理があるのではと思いますがどうですか。

山岸行則議長 はい、斉藤事務局長。

〔資料を配付する〕

斉藤重昭事務局長 ただいまのご質問は、当初の正善寺ダムの計画があるわけですが、それから見るとあまりにも少なくなっているという状況でしょうか。

今程グラフを配らせていただきました。創設当時につきましては、計画どおり昭和 60 年から正善寺ダムは、日量 4 万立方メートル取水ができるという前提できたわけでございます。ただ供給をする中で実際はそれほど取水をできないという状況が続いております。グラフを見ていただきますと、デコボコはありますけれども、実際のところはかなり流量的には減ってきているという状況でございます。それで、水道といたしましては通常、水利権の許可等を得るにあたっては原則、取水予定量が 10 年第 1 位の渇水年の渇水流量をもって安定的に取水できることが条件となっております。これは水道施設設計指針等でも指導いただいているところであります。365 日安定した水量を求めるということで私どももそれで行なってきておりますが、現状といたしまして、正善寺ダムにつきましては、4 月から 9 月までは実際に取水が計画どおりできませんので取水制限を加えた給水条例になっているわけでございます。その分、構成市におきましては規制区域内の地下水を依然として揚げている状況でございます。

グラフをちょっと説明させていただきますと、上の方の正善寺ダムの流入量は年間の日平均でございます。若干、日量——これでいきますと 5 万立方メートルに欠けるところでありまして、年間を通しますと流入量はあるものでございます。ただ、中ほどの上期の日平均になりますとこれは 4 月から 9 月までの 1 日あたりのダムへ入ってくる水の量でございます。それを見ていただきますとグラフの傾きが下の方になってございます。現状では、ここ最近 6、7 年につきましては、2 万 3000 立方メートルぐらいから 2 万 5000 立方メートルぐらいまでの日量でございます。そういう流入量でございます。正善寺ダムの水道の水利権といたしましては日量 4 万立方メートルあるわけですがこのぐらいこう減ってきているという状況であります。この部分につきましては、解析をして将来予測をした時に平成 12 年度でも安定的に取れる量ということになりますと 1 万 5600 立方メートルでございます、将来予測に不足する量を儀明川ダムにその一部を求めるものでございます。

下の方には高田の平均気温、これも昭和 60 年から算出したものでございまして、除々に上がっているという傾向が見えているかと思えます。こんなことでございますので、一刻も早く儀明川ダムに進んでいきたいと思っているところであります。以上です。

山岸行則議長 他にありますか。はい、中川議員。

1 番(中川幹太議員) 今回の質疑の関連ですけれども、ガス水道局さんの方にですね、地下水では最大で1万 5000 立方取れると少なくみても1万立方程度取れるというふうなことです。要するに地下水を完全に廃止するという方向性だと儀明川ダムですね、このダムにどれくらいのお金がかかってきて先ほど示していただいたような長期的な資金の流れ、あと地下水の設備の維持あるいは更新等でその分が抜けるわけですね。どのように長期的に見込んでいるのか、そのあたりが見えないものですかからお答えできる範囲内でお聞かせいただきたいのですが。

山岸行則議長 中川議員、水道供給企業団は直接的に地下水の関係は市だから市とことごとちゃにして質問されても企業団の皆さんも困りますので、今言われた金額的にどれくらいかかるかは企業団の担当だから、地下水の財政との対比と言われても企業団の方では困りますので。違いますのでね。じゃ、斉藤事務局長。

斉藤重昭事務局長 ダムの事業費は先ほど若干申し述べさせていただきました。新潟県河川整備課からの情報によりますとおよそ300億円ということで、そのうち企業団の負担は8%ぐらいということで24億円くらいになります。そのうちの財源といたしまして国庫補助が3分の1、上越市からの繰入金も3分の1、企業団の起債が3分の1、という状況であります。今のところそこまでの情報でございます。

山岸行則議長 はい、水野議員。

9 番(水野文雄議員) 本来ですね、前の段階で発言すべきだったのですが、この資料の説明がないと発言出来なかったもので、お許しいただきたい。今程もそういう関連の質問があったのですが、本来ですね、正善寺ダムに関して当初の見込みよりも大幅に現実に減ってきているという状況がある。私もやむを得ない部分はあると思います。

しかし、先ほどの議論の中にありました、木を植えるのも大事、間伐も話を聞いてみれば非常に有効な手段だと私は思うのですよ。そういった意味でそういう分野に、もう少し時間と金を大幅にかけることによって自然の回復もあるし、環境にもよいし、水にもよいし、こんなよいことだらけのこと私はないと思います。

要望ですから答弁はいいりません。

山岸行則議長 はい、ほかにありますか。それでは、以上をもちまして報告事項の質疑を終わりたいと思います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成 20 年度第 2 回上越地域水道用水供給企業団議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

午前 11 時 47 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

平成 20 年 8 月 28 日

上越地域水道用水供給企業団議会臨時議長 吉 住 安 夫

上越地域水道用水供給企業団議会議長 山 岸 行 則

上越地域水道用水供給企業団議会議員 中 川 幹 太

上越地域水道用水供給企業団議会議員 水 野 文 雄